



地下鉄短信(第296号) 平成29年7月6日発行

編集 (一社)日本地下鉄協会 責任者 向田正博
電話 03-5577-5182(代) FAX 03-5577-5187



記事○ 平成30年度予算に係る「地下鉄事業」に関する要望活動の実施

○ 平成30年度予算に係る「地下鉄事業」に関する予算要望活動を実施しました。

国の平成30年度予算に係る概算要求を控え、7月5日(水)～6日(木)に、当協会として「平成30年度予算に係る『地下鉄事業』に関する要望」を、当協会の高島会長(福岡市長)他が、国土交通省、総務省及び環境省に対して行いました。

国土交通省では、鉄道局の奥田哲也局長、同局水嶋 智次長、山上範芳審議官、岡野まさ子都市鉄道政策課長等に、高島宗一郎会長他が面談し、要望書を手渡し、「地下高速事業に係る補助金総額の確保」や喫緊の課題に対応する「耐震対策の延長」等に加え、「訪日外国人対策等に係る施設整備」などの補助事業の拡充・強化、「エコレールラインプロジェクト事業(省エネ化事業)の延長」等について、さらに観光庁長官に対しは「2020年東京オリンピック、パラリンピック競技大会などに係るインバウンド対策等に係る補助金の確保等」の対応などの重点要望事項について要望しました。



①奥田鉄道局長に要望



②田村観光庁長官に要望

総務省では、会長他が、佐藤文俊総務事務次官、黒田武一郎自治財政局長、大西淳也公営企業担当審議官、本島栄二公営企業経営室長などに面談し、要望書を手渡すとともに、特に「繰上償還制度の創設」や「企業債発行償還条件の改善」などに加え、「省エネ化事業に係る繰出し基準」の創設など重点要望事項について強く要望しました。

なお、国土交通省及び総務省の大臣など三役にも要望書を提出致しました。



③黒田財政局長に要望



④大西公営企業担当審議官に要望

翌6日(木)には、環境省に赴き、阿部亨理事(福岡市交通事業管理者)他が、地球環境局地球温暖化対策事業室の福島健彦室長、低炭素技術・システム社会実装班長の高橋和紀補佐などに面



談し、要望書を手渡すとともに、特に「省エネ事業の延長と事業の充実強化」として「平成30年度以降の補助制度の継続」や「補助対象の拡大等」などについて要望しました。

また、当協会が平成27年度までの三ヶ年間受託事業として実施してきた「リニアメトロ」省エネ化実証事業等を踏まえた補助制度の拡充も要望しました。また併せて、同省の地球環境局長などにも要望書を提出致しました。

⑤福島地球温暖化対策事業室長に要望

当協会としましては、国の平成30年度予算に係る概算要求を控え、4月に開催致しました「国交省、総務省との情報交換会議」でのご意見・要望を踏まえつつ、今回の要望活動をはじめ、今後与党に対しても、要望活動を行っていくこととしておりますので、要望事項実現のため、会員各位の更なるご支援ご協力をお願い申し上げます。

なお、要望書は、別添添付資料のとおりです。

(注) 必要に応じ、社内へ転送、回覧などをお願いします。

配信先を変更又は追加した方がよい場合は、新しい配信先の職名、氏名及びメールアドレスをお知らせ下さい。

本短信について、ご意見をお寄せ下さい。

連絡先: mukaida@jametro.or.jp

「地下鉄」事業に関する

要 望 書

(平成30年度予算)

平成 29 年 7 月

一般社団法人 日本地下鉄協会

一般社団法人 日本地下鉄協会

会 長 (福 岡 市 長) 高 島 宗一郎

副会長 (東 京 都 交 通 局 長) 山 手 齊

副会長 (東武鉄道株式会社社長) 根 津 嘉 澄

普通會員鐵道事業者

東京地下鉄(株)	阪神電気鉄道(株)
東京都	京浜急行電鉄(株)
大阪市	近畿日本鉄道(株)
名古屋市	京阪電気鉄道(株)
札幌市	名古屋鉄道(株)
横浜市	京王電鉄(株)
神戸市	西武鉄道(株)
京都市	山陽電気鉄道(株)
福岡市	北大阪急行電鉄(株)
仙台市	神戸電鉄(株)
東日本旅客鉄道(株)	北総鉄道(株)
東京急行電鉄(株)	埼玉高速鉄道(株)
小田急電鉄(株)	広島高速交通(株)
阪急電鉄(株)	東葉高速鉄道(株)
東武鉄道(株)	横浜高速鉄道(株)
京成電鉄(株)	大阪港トランスポートシステム

以上 32 事業者

要 望 書

地下鉄の建設・整備とその運営につきましては、日頃から格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

地下鉄は、開業以来 90 周年を迎え、この間大都市における基幹的交通手段として、安全、安心で快適な輸送サービスを提供し、人とまちと暮らしを支えるとともに、併せて、道路混雑の緩和と CO₂ の排出削減等地球温暖化対策にも資するものであります。

しかしながら、施設の老朽化に加え、防災対策等安全対策や地球温暖化への対応などその整備には、巨額かつ長期の投資を必要とし、かつ現下の社会経済情勢等を勘案すると、経営環境は、引き続き厳しい状況にあります。

加えて、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会などの開催に伴う施設整備等も急務であります。

つきましては、地下鉄整備・運営の喫緊の課題への対応と地下鉄経営の健全化を推進するため、国の平成 30 年度予算等において、別記事項を実現されますよう特段のご高配をお願い申し上げます。

要 望 事 項 一 覧

- I. 地下高速鉄道事業に係る補助金総額確保と財政措置の拡充
- II. 「公共交通機関の低炭素化と利用促進に向けた事業」に係る補助金の確保と財政措置の充実
- III. 公営地下鉄事業の経営の安定及び経営基盤の強化のための財政措置
- IV. 交通事業への一般会計の負担金等に対する財政措置の充実

I. 地下高速鉄道事業に係る補助金総額確保と 財政措置の拡充

(国土交通省、総務省)

1. 地下鉄を含む都市鉄道は、都市交通ネットワークの構築や国際競争力を強化していく上で、その重要性が増大しており、着実な整備推進を図るため、予算の重点配分により、補助金の必要総額を確保すること。

2. 地下高速鉄道整備事業費補助制度について、バリアフリー対策等現下の喫緊の課題を踏まえ、次の事項の実現を図ること。

(1) 次の鉄道施設の整備について、補助金の必要総額を確保すること。

- ① 地下鉄ネットワークの充実 (福岡市七隈線の延伸)
- ② ホームドア等の新設、増設
- ③ 高齢者や障害者のためのエレベーター等の新設、増設
- ④ 混雑緩和と運行遅延の防止のための駅の大規模改良
- ⑤ 津波、高潮等に伴う浸水対策

(注) 特に、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会などに備え、上記②、③、④、⑤の確実な整備が必要である。

(2) トンネル、高架橋、駅等の耐震対策に係る補助制度については、平成30年度以降も継続し、必要総額を確保すること。
(震災対策の推進)

(3) 次の事業について、新たに補助対象とするとともに、所要の財政措置を講ずること。

- ① 安全・防災対策のために必要な車両や保安装置の改修・更新
- ② 長寿命化を目的とした車両、変電設備や保安装置の大規模改修・更新

(4) 現在国のみが実施している「補助対象事業費に90%を乗じる」措置を撤廃し、地方公共団体と同額の補助とすること。

3. 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会などの開催に伴う鉄道に係る施設・設備の整備など訪日外国人対策に係る緊急整備事業及び地下高速鉄道整備事業について、次の事項について措置を講じ、拡充・強化を図ること。
(インバウンド対策の推進)

- ① 補助金の所要額の確保を図ること
- ② 複数年度事業など補助要件の緩和を図ること
- ③ 訪日外国人対策等に伴うデジタルサイネージ等ICT化に係る施設・設備の整備
- ④ 競技会場の周辺駅等に係る施設・設備の整備
- ⑤ 訪日外国人対策等に伴う駅等に係るトイレ施設及び多言語対応券売機等設備の整備

4. 安全かつ低コストで整備可能となるホームドア等の技術開発を促進すること。

Ⅱ. 「公共交通機関の低炭素化と利用促進に向けた事業」に係る補助金の確保と財政措置の充実

(環境省、国土交通省、総務省)

1. 鉄道事業の省エネ化を推進するための「公共交通機関の低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業」(旧エコレールラインプロジェクト事業)については、低炭素社会の実現に向けて極めて重要な事業であることから、引き続き補助事業を実施し、次の事項の措置を講ずること。

- ① 平成30年度以降においても、従来のエコレールラインプロジェクト事業と同様な補助事業を創設し、下記②～⑥の事項について措置を講じ、引き続き実施すること
併せて、同事業については、地方財政措置を講ずること
- ② 補助率を1/3から1/2に引き上げるとともに、補助金の所要額を確保すること
- ③ 複数年度事業に係る初年度一括契約についても補助対象とすること
また、複数年度事業については、二年目以降の採択から交付決定までの間の工事施工を認めるとともに、その間の工事費についても、補助対象とすること
- ④ 先進的な機器等の導入に限定されている補助対象要件を緩和すること
- ⑤ 補助金の交付決定時期の早期化を図ること
- ⑥ 事業実施に不可欠な範囲の既存施設の撤去費用を補助対象とすること

2. 既存建築物の省 CO₂ 改修支援事業を継続するとともに、前記 1. に掲げる事項と同様に所要の措置を講ずること

3. リニアメトロの省エネ化実証実験等を踏まえ、「省エネ型施設整備」及び「省エネ型システム」の導入に係る施設・設備について、前記Ⅱ-1の事業の補助対象にするとともに、所要の財政措置を講ずること。

- ① リニアモータ駆動システム及びリンク式操舵台車の
新設・改良
- ② ATO 運転装置等の新設・改良

Ⅲ. 公営地下鉄事業の経営の安定

及び経営基盤の強化のための財政措置

(総務省)

1. 公的資金の高金利企業債の繰上償還

公的資金の金利4%以上の企業債の残債については、全額を対象とする補償金なし繰上償還制度を創設すること。

2. 公営地下高速鉄道事業の特例債制度

再特例債制度(平成25～34年度)により発行の特例債の利子に対する新たな財政措置を講ずること。

3. 企業債の発行償還条件の改善

企業債の償還年限に係る金利について、地方公共団体金融機構資金についても、財政投融资資金同様、償還年限40年を固定金利に設定すること。

4. 資本費負担緩和債及び資本費平準化債

(1) 発行限度額及び許可要件の緩和と、利払いに対する所要の財政措置を講ずること。

(2) 公的資金の借入れも可能になるよう措置すること。

IV. 交通事業への一般会計の負担金等に対する 財政措置の充実

(総務省)

1. 交通事業への一般会計の負担金、補助金及び出資金について、地方交付税及びその他の交付金等による十分な財政措置を講ずること。

2. 特に、地下鉄事業における新線建設及び耐震、バリアフリー化等に係る大規模改良工事に対する出資金及び補助金について、従来と同様な制度を構築し、適切な財政措置を図られたいこと。

3. 「公共交通機関の低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業」(旧エコレールラインプロジェクト事業)及び既存建築物の省CO₂改修支援事業について、一般会計からの補助が受けられるよう繰出基準の対象とすること。